

## ○避難所施設利用に関する協定書

大洲市長（以下「甲」という。）と独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大洲青少年交流の家所長（以下「乙」という。）との間で、大洲市内に大規模な地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれのあるとき、次のとおり避難場所及び災害対策要員等の宿泊所（以下「避難所等」という。）としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等の開設）

第2条 甲は、災害時等において避難所等として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を避難所等として開設することができる。

（開設の通知）

第3条 甲は、第2条に基づき避難所等を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所等として開設することができるものとする。

（避難所等の管理）

第4条 避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所等の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、避難所等の施設利用に係る費用を負担するものとする。

（開設時期）

第6条 避難所等の開設期間は、7日間以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議の上使用期間延長の申請をするものとする。

（避難所等解消への努力）

第7条 甲は、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

（避難所等の終了）

第8条 甲は、乙の管理する施設を避難場所等として終了する際は、乙にその旨を文書で通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に渡すものとする。

（有効期限）

第9条 この協定書の有効期限は、毎年度末とし、甲乙双方に意義がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（協議）

第10条 この協定書の実施に関し必要な事項又は協定に定めない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年5月29日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1  
大洲市  
市長

乙 愛媛県大洲市北只1086  
独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立大洲青少年交流の家  
所長